

令和6年1月26日

質問回答書

公募型プロポーザルに対する質問について、次のとおり回答します。

【業務名：菊陽杉並木公園拡張整備基本設計業務委託】

No	該当項目	質問内容	回答
1	参加意向申出書の提出	(様式第1号：プロポーザル参加意向申出書)は共同企業体の場合、(様式第2号：委任状)を持って代表構成員のみの提出で良いか？	共同企業体での参加意向申出として、代表構成員が提出してください。
2	参加意向申出書の提出	④登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書) ⑤滞納のない証明書(所在地において滞納のないことを証する書類)について、写し(コピー)で良いか？また、写しの場合追って原本の提出が必要か？	写しで可とします。その場合、追って原本提出の必要はありません。
3	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	書類審査を通過し本審査(プレゼンテーションの実施)時に現地3名の他、オンライン等で複数名参加することは可能か？	参加者は3人以内です。
4	仕様書	計画敷地内および周囲の既存インフラ敷設状況を示す資料と、計画敷地における地質調査資料については、既に全て調査済で、業務開始時点にご開示いただけるとの理解で良いか？	与条件の細部検討(現地詳細調査等)は基本設計業務に含まれます。ただし、町が保有する道路、下水道、南側の公共施設(公園等)の資料は必要部分を貸与します。また整備予定区域の地質調査は行っていませんが、隣接する総合体育館整備時の地質調査資料を貸与します。